

◇出席停止となる感染症の種類と出席停止期間◇

第2種学校感染症

1	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
2	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあたっては、3日）を経過するまで
3	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
4	麻しん（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
5	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
6	風しん（3日ばしか）	発しんが消失するまで
7	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
8	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
9	結核	症状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
10	髄膜炎菌性髄膜炎	同上

第3種学校感染症

11	腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
12	流行性角結膜炎	同上
13	急性出血性結膜炎	同上
14	コレラ	同上
15	細菌性赤痢	同上
16	腸チフス	同上
17	パラチフス	同上

[下記は条件によって出席停止の措置が必要と考えられるもの]

18	溶連菌感染症	抗生素治療開始後 24 時間を経て全身症状がよくなまるまで
19	手足口病	発熱、口内疹などの急性症状が消退して、全身状態の安定するまで
20	伝染性紅斑（りんご病）	発疹のみで全身状態が良ければ登校可能
21	その他の感染症	症状が改善し、全身状態が良くなるまで

注)「その他の感染症」とは、ウイルス肝炎・マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症・ヘルパンギーナをいいます。

[通常出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症]

アタマジラミ・伝染性軟属腫（水いぼ）・伝染性膿痂疹（とびひ）

